

交渉情報	NO.5	かんぽ生命保険 信越エリア本部総務部
JP労組 信越地方本部	2019年9月17日	添付資料:1枚

かんぽ生命における三六協定内容（特別条項）の変更について

かんぽ生命保険信越エリア本部総務部は、9月13日に「かんぽ生命における三六協定内容（特別条項）の変更について」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、特定事案調査等のお客さま対応について、お客さま都合に合わせた非番日、週休日を含む勤務時間外の対応の増加も想定していることから、三六協定の内容変更を実施したいというものです。

詳細はエリア本部資料を参照願います。

記

1. 見直し内容

特別条項の非番日、週休日の回数

2. 適用期間

本協定書の有効期間は2019年10月1日から2020年9月30日とします。

なお、2020年4月1日以降は新たに協定書を締結し、本協定書は2020年3月31日で破棄します。

3. 支店調査対象

① 全契約調査

- ・コールセンターへのインバウンドによる訪問希望対応等

② 特定事案調査

- ・コールセンターからのアウトバウンドに訪問希望対応等
- ・郵便局からの訪問依頼対応
- ・支店からの架電対応（訪問希望対応）

4. 調査対象者

支店社員（業務部・パートナー部・法人営業部）

5. 再締結方法

会社側から支部窓口担当者へ連絡し、説明した後に、再締結を行う。

本来、36締結は会社側との場を持って対応するところですが、契約調査・復元

対応に全社を挙げて最優先で取り組むこととしていることから、日程上も鑑みて支部長と会社側代表での調印も可とする。

6. 社員周知

本文書到着次第、全支店において特別条項の変更点について社員周知を行い、全社員の理解・浸透をはかる。

7. その他

提示を受け、地本・信越エリア本部間で意見交換を行ないました。

非番日労働および休日労働の運用について、管理者に正確に理解させ、地本からは無理な休日・非番日労働にならないこと、社員の健康管理に十分配慮することを申し入れましたので、問題等が発生した場合は職場で対応し、地本へも連絡願います。

【労使対応】

かんぽ生命支部窓口